

# 協働・自治

～市民と共にまちを創る～

- ① 市民参加型まちづくりの推進
- ② 活力・魅力ある地域づくりの推進
- ③ 一人一人の人権の尊重に向けた男女共同参画の推進
- ④ 信頼される市政運営の推進



# 1 協働・自治

市民と共にまちを創る

## 1 市民参加型まちづくりの推進

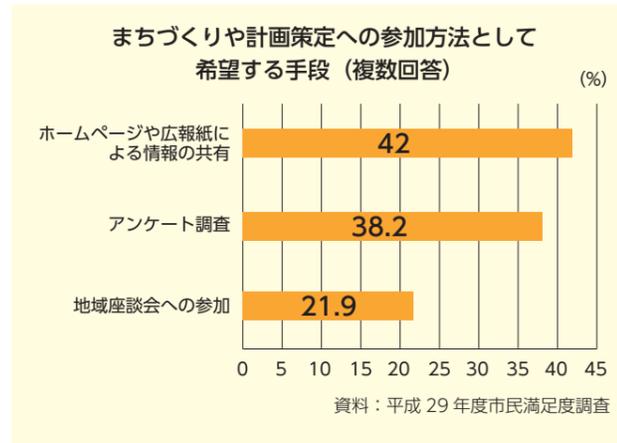
### 現状と課題

これまで、まちづくりにおける市民の役割は、主に委員会や審議会の委員として、またはアンケート調査に答える形での市民参加が多く、主体は行政で、市民は補完的な立場で参加することが主流となっていました。

しかし、地域の特性を活かした自主的なまちづくりを進めるためには、市民一人一人が積極的に市政へ参画することが必要になってきています。これからは市民と行政がパートナーとして対等の立場で責任を共有しながら、目標の達成に向けて連携する「市民参加型まちづくり」の体制を構築していかなければなりません。

今後は、これまでの行政主導のまちづくりから、市民と行政が様々な領域において、それぞれの特性や能力を活かしつつ、お互いに協力し、相互補完的な関係を保ちながら、住みよい魅力あるまちづくりを進めていくことが重要です。

市民参加型まちづくりの推進においては、市民自らが主体的に取り組む機運を高めていくことが不可欠であり、そのためには、市民と行政が協働し、まちづくりについて考え、行動していく必要があります。



### 施策の方向性

市民が相互に、または、市民と行政が信頼と理解のもとに一体となり、お互いの能力や特性を活かしながら、地域の実情に合ったより良いまちづくりの実現という目的を共有し、それぞれの地域にある課題解決と魅力あるまちづくりを計画し、みんなで連携・協力して取り組む「地域に根ざしたまちづくり」を進めます。

協働についての市民意識の啓発を図るとともに、市民活動の促進やNPO<sup>※1</sup>等の連携を進めることにより、市民との協働によるまちづくりを進めます。

市の政策形成過程に市民の声を反映させるため、市民説明会やワークショップなど市民との直接対話をはじめ、市民アンケートの実施やパブリックコメント制度の活用、審議会等への市民公募委員の登用など、様々な手法を用い、検討過程のあらゆる機会を通じて市民意見を聴取する仕組みをつくることで市政参画を促進します。

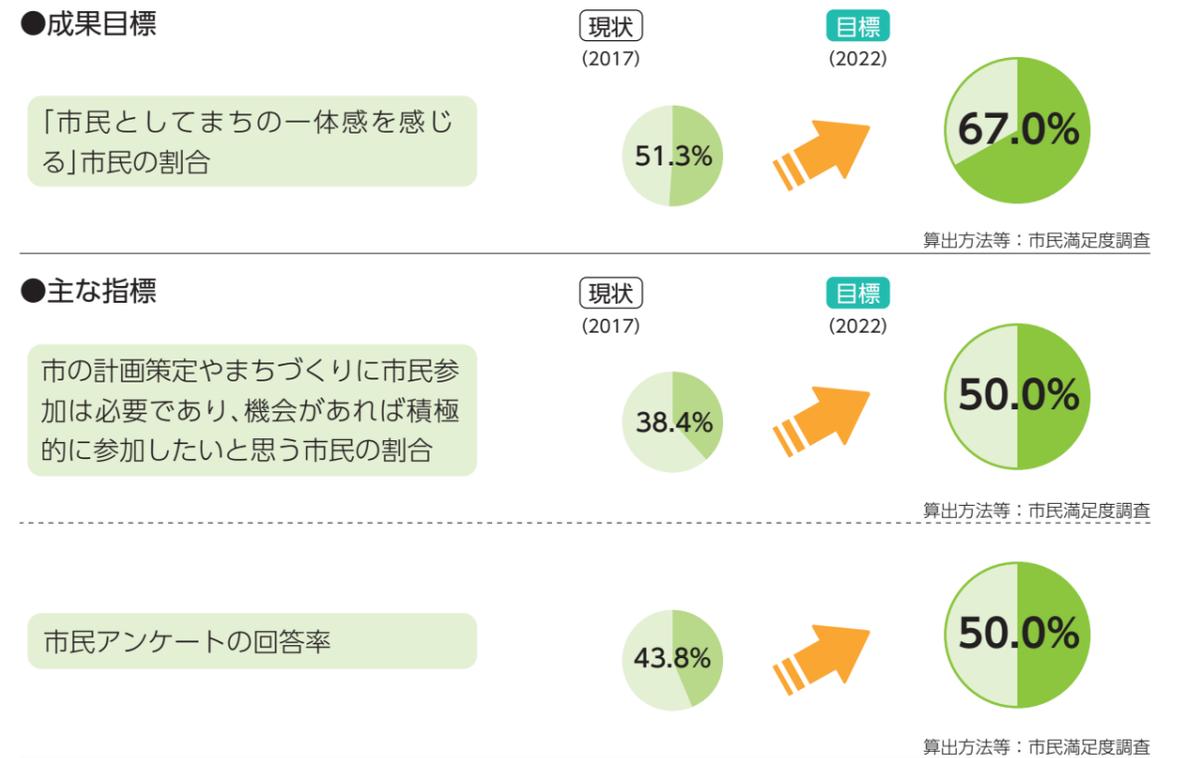
また、新たに市民モニター制度の導入を推進し、地域住民の意見やニーズの把握に努め、魅力あるまちづくりを進めるとともに、行政情報の積極的な発信に努めます。

※1 NPO：Non-Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称

### 施策体系

I 市民と行政の協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画策定事業</li> <li>共生・協働推進事業</li> </ul>
II 市民参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働に関するセミナーやフォーラムの開催</li> <li>市民活動団体への支援</li> </ul>
III 市民参画制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な手法による政策形成過程への参画の促進</li> <li>地域活動市民モニター制度</li> </ul>

### 目標指標



### 役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民一人一人がまちづくりの主役であるという意識を持ちましょう。</li> <li>地域の主体的な活動に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの地域住民や事業者が参加しやすい行事にしましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の主体的な活動に理解を深め、積極的に参加しましょう。</li> </ul>

# 1 協働・自治

市民と共にまちを創る

## 2 活力・魅力ある地域づくりの推進

### 現状と課題

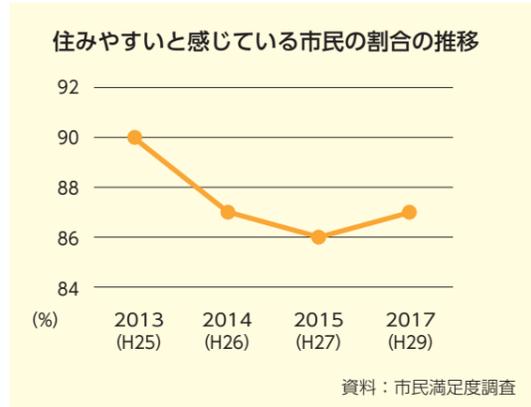
本市は、自治会や公民館、老人クラブ、子ども会、女性団体、ボランティア団体やNPO<sup>※1</sup>などの、多様な地域活動により支えられており、生活の基盤である各地域の活性化が本市全体の活力の根源となっています。また、市民のまちづくりに対する参画意識が高まってきており、自発的に地域課題の解決に取り組むNPOなどの市民活動も活発化してきています。

しかし、少子高齢化の進行や市民の価値観の多様化などにより、地域活動の担い手が不足するなど、地域内のつながりが希薄化している傾向にあります。このような状況の中で、混在する地域組織を校区ごとに取りまとめた校区コミュニティ協議会<sup>※2</sup>が発足し、地域の活性化や防犯・防災、環境保全、福祉など様々な地域課題の解決に向けて、地域と行政が共に考え取り組んでいます。

地域活動の担い手の高齢化や後継者不足、協力・参加意識の低下等の諸問題に対し、地域コミュニティの取組を中心に、地域における市民参加・協働の促進、意識向上を図るとともに、行政は可能な支援策を講じることが必要です。

各校区コミュニティ協議会では、校区まちづくり計画に基づき、各地域の特性に応じたまちづくり事業がおこなわれており、今後もこうした取組に対する支援が求められています。

また、国が推進する地方創生<sup>※3</sup>の実現に向けて、地方への移住を積極的に推進しており、地域コミュニティを維持し、活性化するため、本市においても移住の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。



### 施策の方向性

安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会が、地域住民の自主的活動によって形成されることを目指し、それぞれの校区コミュニティの校区まちづくり計画に沿って、地域独自の特色を生かした地域づくりが実現できるよう支援します。

地域の連帯感が低下するなかで、共に助け合う社会の確立を目指し、地域コミュニティの基盤となる自治会への加入を促進し、コミュニティ活動の活性化を支援するとともに、地域の課題を自ら発見・解決していく課題解決型のまちづくり活動等に対する支援など、地域の特性を活かした協働によるコミュニティづくりを進めます。

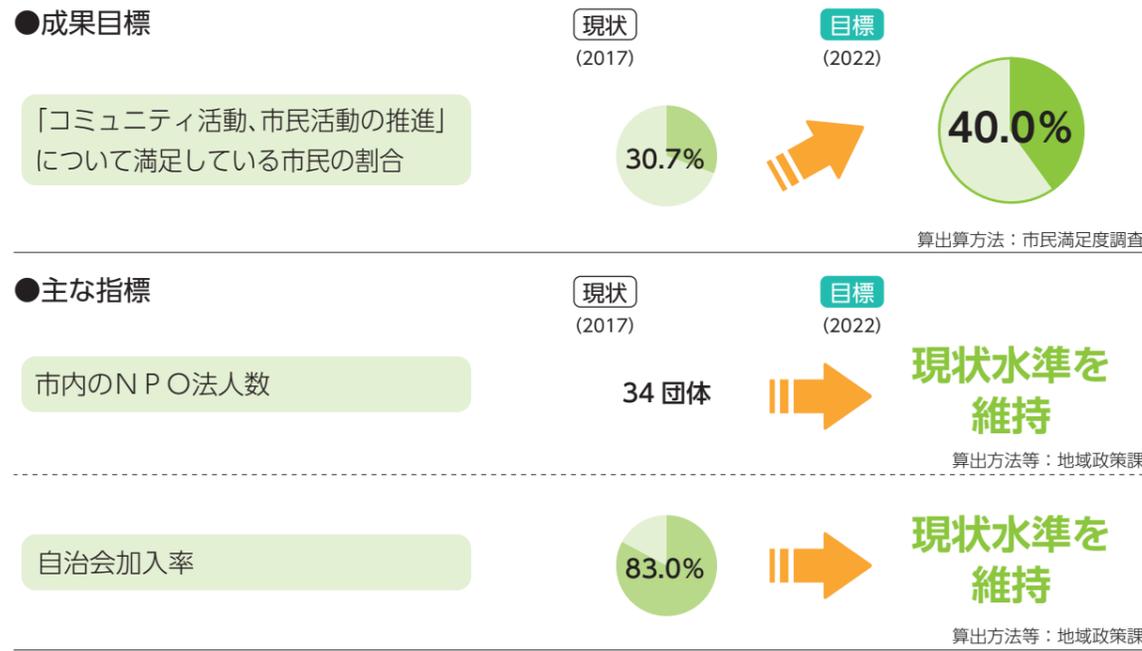
移住希望者に対して、就労や子育てなどの情報提供や相談・受入体制の充実を図り、幅広い世代の本市への円滑な移住を促進するために、空き家等の活用を図るとともに、定住促進住宅の建設を検討します。

※1 NPO：Non-Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称  
 ※2 校区コミュニティ協議会：小学校区を単位としたコミュニティ組織で、始良市内全 17 校区に設置されている  
 ※3 地方創生：人口急減・超高齢化という日本が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生する政策

### 施策体系

I コミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>校区コミュニティ協議会支援事業</li> <li>自治会加入促進関連事業</li> </ul>
II 市民活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画提案型まちづくり助成事業</li> <li>自治会等活動支援事業</li> </ul>
III 移住定住の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>移住・交流推進事業</li> <li>ふるさと移住定住促進事業</li> <li>空き家対策事業</li> </ul>

### 目標指標



### 役割

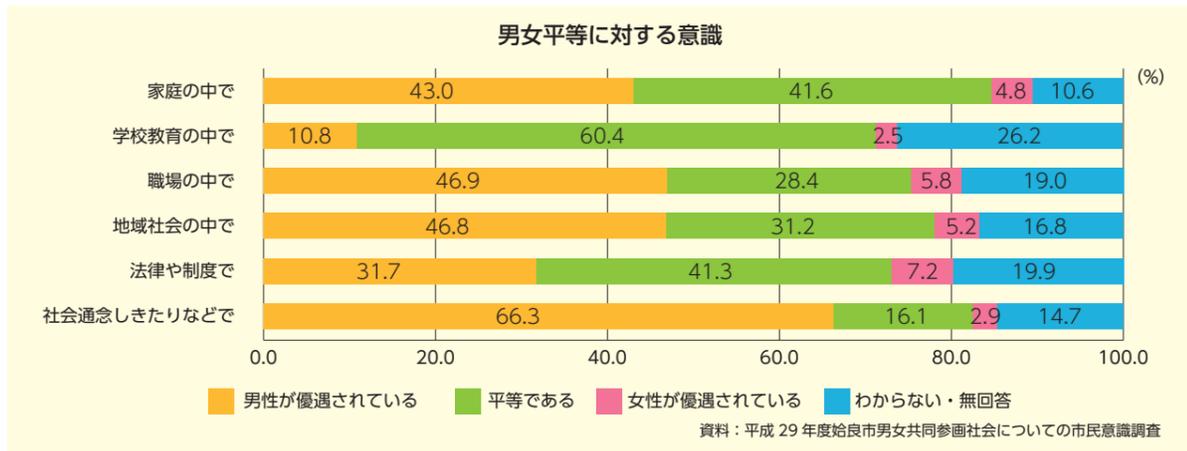
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会に加入しましょう。</li> <li>市民活動への理解を深め、積極的に参加しましょう。</li> <li>移住してきた人が地域社会に馴染めるよう、交流を深めましょう。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域課題の解決に向けて、地域と行政が協力しあい一体感のあるまちづくりに取り組みましょう。</li> <li>まちおこしなどの地域活動を通じて、地域活性化を図りましょう。</li> <li>コミュニティを担う人材、リーダーを育成しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターンシップの受け入れや雇用環境の充実を図り、移住してきた人が活躍できる雇用の場を提供しましょう。</li> <li>市民活動への理解を深め、積極的に参加しましょう。</li> </ul>

関連する個別計画	計画名称	主管課	年度											
			2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026				
関連する個別計画	第2次始良市男女共同参画基本計画	男女共同参画課	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	始良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画	男女共同参画課	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	第2次始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画	男女共同参画課	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	始良市人権教育・啓発基本計画	男女共同参画課	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

### 3 一人一人の人権の尊重に向けた男女共同参画の推進

#### 現状と課題

2013年(平成25年)に始良市男女共同参画基本計画を策定し、すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を發揮することができる社会の実現を目指して、市と市民・事業者等が協力して取組を進めてきましたが、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的性別役割分担意識や社会的な慣行が依然として残り、個人の生き方の自由な選択を妨げる原因となっています。さらに、雇用・就業などの分野における男女の格差は、女性の社会参画の妨げ、男性に長時間労働を強いるなど、介護や子育てを担う上での課題となっています。そのため、なお一層の意識啓発や家庭、職場、地域等のあらゆる分野における男女共同参画社会形成に向けた環境を整備する必要があります。また、性別による差別意識を一因とする配偶者等からの暴力・子どもや高齢者への虐待、障がい者への差別などさまざまな人権問題に加え、インターネットによる人権侵害や性的少数者(LGBT<sup>※1</sup>)への偏見など新たな人権問題への対応も必要とされていることから、今後も人権意識の醸成・高揚を図り、一人一人の人権が尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。



#### 施策の方向性

男女共同参画の理念の浸透を図り、政策・方針の決定過程において女性の参画を推進し、「個人の能力が發揮」され、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」が図られる男女共同参画社会の推進に向けた環境の整備を行います。

また、人権や男女共同参画意識を高めるため、学校・家庭・地域社会及び職場などあらゆる場やあらゆる機会を捉え、関係機関が連携しながら広報・啓発を推進します。

市の各種施策においては、人権問題を踏まえた施策を展開するとともに、人権問題に関する相談及び支援を促し、その解決に努めます。

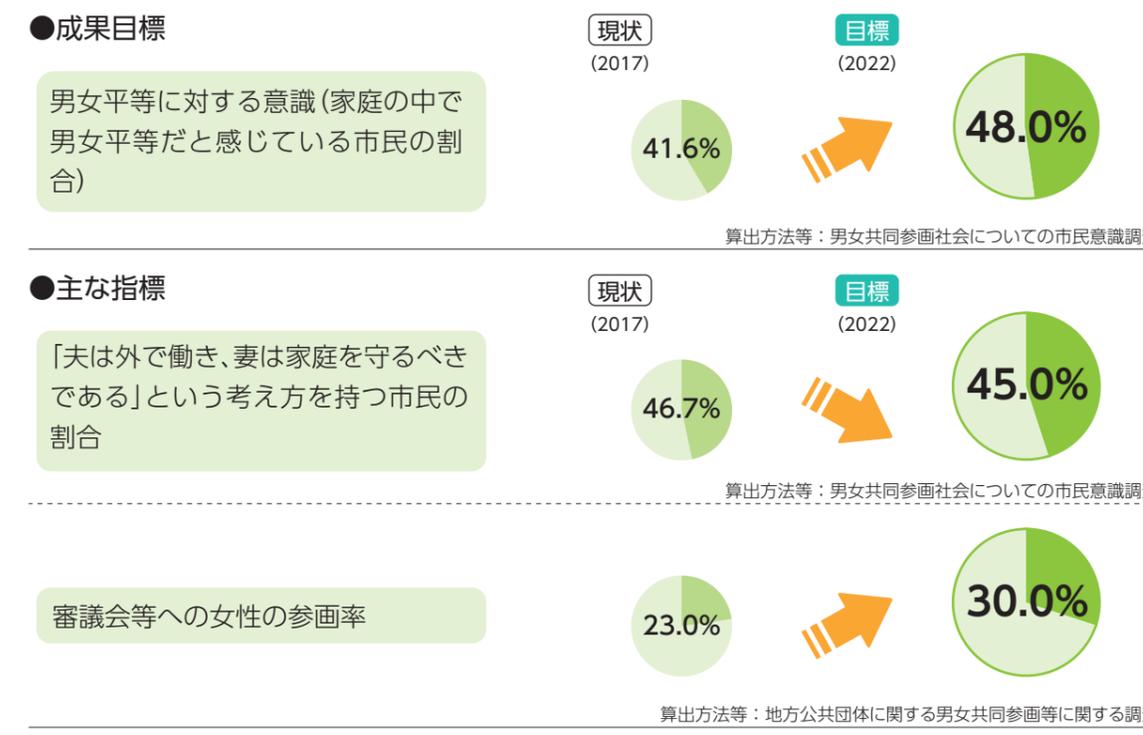
多様な人々が生活する地域のコミュニティづくりが、一人一人の人権尊重を基盤に行われることにより、複合的に困難な状況にある市民の生活の安定と自立に向けた包括的な支援に取り組みます。

※1 LGBT: Lesbian(女性の同性愛者)、Gay(男性の同性愛者)、Bisexual(両性愛者)、Transgender(こころの性とからだの性の不一致)の頭文字から作られた言葉であり、性的少数者の総称として用いられている

#### 施策体系

- I 男女共同参画の推進**
  - 男女共同参画推進事業
  - DV被害者支援事業
  - 女性相談支援事業
  - 女性活躍推進事業
- II 人権教育の推進**
  - 人権教育・啓発事業

#### 目標指標



#### 役割

- 市民**
  - 人との接し方や日々の言動に、相手の気持ちを思いやる習慣を持ちましょう。
  - 男女共同参画の意義を理解し、家庭、地域、職場などあらゆる場への浸透を図りましょう。
- 地域**
  - 多様な生活者が地域社会の一員として地域活動・まちづくりに参画できるように環境を整えましょう。
- 事業者**
  - 人権を尊重する職場づくり、公正な採用選考及び雇用の促進に努めましょう。
  - 職業生活における女性活躍の推進に努めましょう。

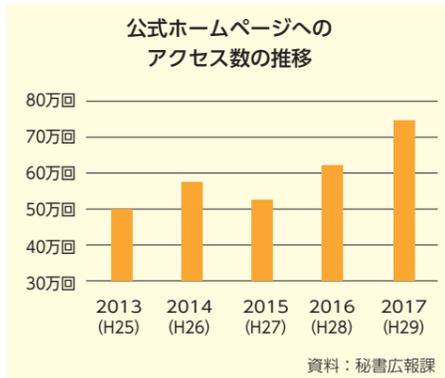
### 4 信頼される市政運営の推進

#### 現状と課題

本市では、広報紙とホームページのほか、フェイスブックやインスタグラムなどのSNS<sup>※1</sup>を活用した広報・広聴の充実に努めています。特にスマートフォンの普及により、インターネットによる広報の重要性はますます高まっており、その速報性を活かし、必要な情報をいつでもどこでも簡単に入手できるよう迅速、的確でわかりやすく情報を発信していくことが必要です。また、市民と行政の情報の共有、行政サービスの最適化、行政事務の効率化、市民生活の利便性の向上のために、行政分野への情報通信技術の活用とこれに併せた業務や制度の見直しを進める必要があります。

地域住民やNPO<sup>※2</sup>などが、主体的にあるいは行政との協働により課題解決に取り組む場として市民活動や市民交流を支援する機能や、市民の安全・安心を確保するための防災拠点機能の強化など、誰もが使いやすい、環境に配慮した複合施設の検討を進めることも必要です。

本市の財政状況は少子高齢化の進行や、社会保障関係経費や公債費などの義務的経費が高い水準で推移することが予想され、今後も厳しい状況が続くものと見込まれています。限られた財源の重点的・効率的配分、公共施設等総合管理計画に基づく中長期的な視点に立った公共施設等の管理、一層の権限移譲や税財源の充実・確保など、将来を見据えた効率的で健全な行財政運営を行うことが必要です。



#### 施策の方向性

市政に関する情報や市民が必要とする情報をわかりやすく提供するため、広報紙をはじめ、ホームページ、SNSなど多様な媒体の活用による効果的な情報発信を行います。また、誰もが必要なときに必要な情報を入手できるよう、インターネットによる情報発信を拡充するとともに、SNSなどの新たな手法の積極的な活用を努めます。

コンビニ証明書交付や市民サービスセンターの業務拡充など市民サービスの向上、行政事務の効率化、情報セキュリティ対策の強化に努めるとともに、様々な分野へのICT<sup>※3</sup>の利用や活用を促進します。

質の高い市民サービスの効率的な提供や総合的な公共施設等の管理、再配置による施設保有量の計画的縮充<sup>※4</sup>に努めるとともに、将来を見据えた計画的かつ柔軟な財政運営により財政の健全化に努めるほか、地方分権改革に的確に対応し、主体的なまちづくりを進めます。総合計画の政策目標の実現に向けて、行政評価によるPDCAサイクルのマネジメントを通じて、社会や市民ニーズの変化に対応する事務事業の構築と、財源の重点的・効率的配分に努めます。

また、市税等自主財源や新たな財源の確保に努め、今後の高齢社会に向けて中期の財政計画を策定し、行政改革大綱に基づき市政財政の健全化を図るとともに、将来にわたり安定した行財政基盤を確立します。

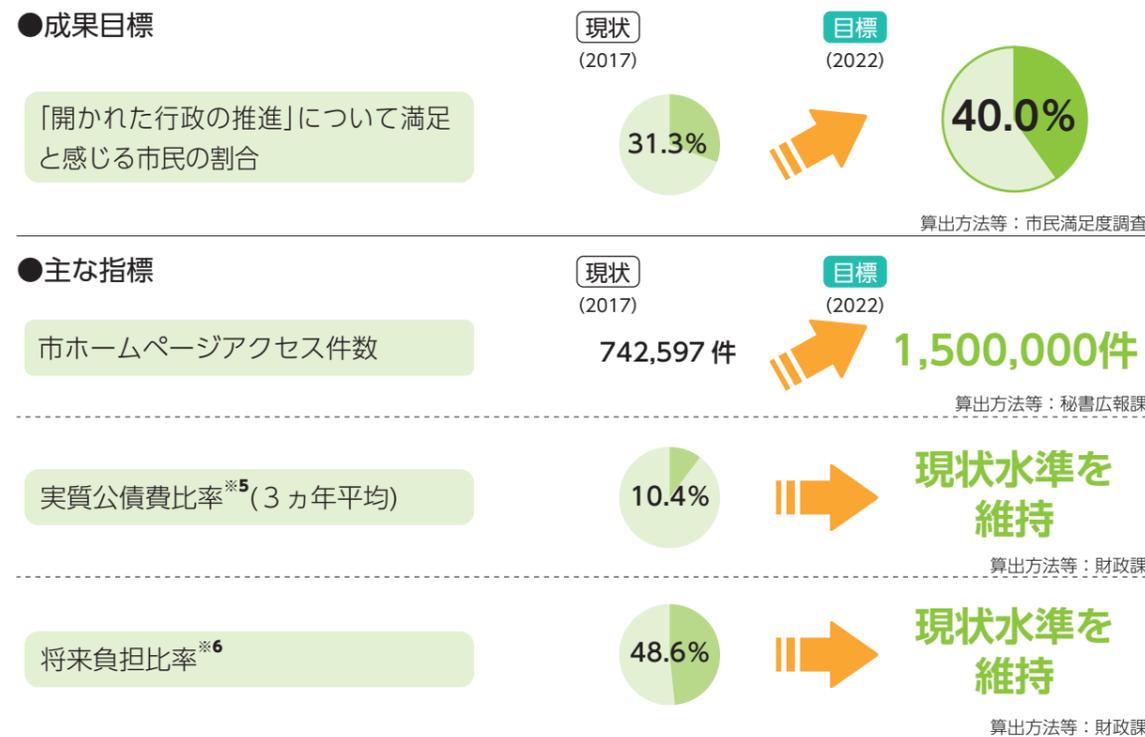
※1 SNS：Social-Networking-Serviceの略称で、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供するインターネット上の会員制サービスの一つ  
 ※2 NPO：Non-Profit Organizationの略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称  
 ※3 ICT：Information and Communication Technologyの略称で、情報通信技術のこと  
 ※4 縮充：施設の統廃合等により面積が縮小しても機能は充実させるという意味の造語

関連する個別計画	計画名称	主管課	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
			第2次始良市行政改革大綱	行政管理課	■	■	■	■	■	■
始良市公共施設等総合管理計画	財政課									

#### 施策体系

I 市民に開かれた、市民に寄り添う市政の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ管理運営事業</li> <li>コンビニ証明書交付事業</li> <li>始良市民サービスセンター窓口事業</li> </ul>
II 行財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務諸表作成事業</li> <li>行政改革大綱</li> <li>公共施設マネジメント計画事業</li> <li>収納対策事業</li> </ul>
III 広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>かごしま連携中枢都市圏</li> </ul>

#### 目標指標



#### 役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙やホームページ、SNS等から発信される市の情報に対して、積極的に参画しましょう。</li> <li>市の財政状況などに関心を持ちましょう。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な役割分担の下、行政や地域と連携・協力してまちづくりを推進しましょう。</li> <li>公共施設を有効に利用しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域、行政と連携を図りながら、まちづくりを推進しましょう。</li> </ul>

※5 実質公債費比率：地方公共団体の借入金の返済額の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの  
 ※6 将来負担比率：地方公共団体の借入金など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの